

徳島県告示第二百四十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六第一項の規定に基づき、令和二年徳島県告示第七十九号（徳島県保健医療計画を変更した件）をもって公示した徳島県保健医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県保健福祉部医療政策課及び徳島県保健所に備え置いて縦覧に供する。）